

平成 25 年 5 月 22 日

各位

会 社 名 株式会社村田製作所 代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫

(コード:6981、東証・大証 第一部)

問合せ先 総務部長 空本豊

(TEL. 075-955-6502)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 77 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2)株主の皆様へのサービスの拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~14. (条文省略)	1. ~14. (現行どおり)
(新設)	<u>15. 発電および電気の供給</u>
<u>15</u> . 以上に付帯または関連する一切の業務	<u>16</u> . 以上に付帯または関連する一切の業務

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。 1. (現行どおり)
権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による 請求をする権利	2. (現行どおり)
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割 当てを受ける権利 (新設)	3. (現行どおり) 4. 次条に定める請求をする権利
(新設)	(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第 <u>10</u> 条~第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条〜第 <u>41</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 (予定) 定款変更の効力発生日

平成25年6月27日(予定)

以 上